

中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者の発生について

4月1日、中国において鳥インフルエンザA（H7N9）に感染した患者が発生したと、世界保健機関（以下「WHO」という。）が発表した。その後、感染が拡大しているため、現在までの対応状況を報告するもの。

※ 現時点では、ヒトからヒトへの感染は確認されていない。

1 患者発生状況等

4月29日現在（在上海日本国総領事館の情報）

患者126名、うち23名死亡

（発生地域等：上海市33名、江蘇省27名、安徽省4名、浙江省46名、北京市1名、河南省4名、山東省2名、江西省5名、福建省2名、湖南省1名、台湾1名）

- ※ 家族内での患者の発生がみられているが、家族間で伝染したのかについては最終的な結論がでていない。（出典：内閣官房）
- ※ 上記感染者には、臨床症状のなかった北京市の男児の感染例1例を含まない
- ※ 報道情報によると中国本土での感染者は126名、うち24名死亡
- ※ 内閣官房の情報が4月26日16時現在のため、在上海日本国総領事館の4月29日現在の情報を基にしています。

（参考）

- ・中国政府からOIE（世界獣疫事務局）に対して、ニワトリ、ハト及びアヒルから鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスが検出された旨、報告されている。（出典：内閣官房）
- ・中国のWHO共同センターによる暫定的な検査結果によれば、鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスは、ノイラミダーゼ阻害薬（オセルタミビルとザナミビル）に感受性があると示唆されている。（出典：内閣官房）
- ・国立感染症研究所がウイルスの遺伝子情報を解析した結果、ウイルスがヒトへの親和性を有している可能性があることが指摘されており、現在詳細を確認中。（出典：内閣官房）
- ・鳥インフルエンザA（H7N9）感染予防のためのワクチンは現在ない。（出典：WHO Q&A）
- ・海外学術誌（ニューアイギングランド・ジャーナル・オブ・メディシン）によると、患者の77%に生きた動物との接触歴があり、濃厚接触者1689名のうち1251名が観察期間を終了し、そのうち症状を呈した19名は鳥インフルエンザA（H7N9）ウイルスは陰性であった。

2 対応

【国の対応】

○4月2日

- ・各都道府県等に対し、4月1日にWHOが発表した中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生について情報提供

○4月3日

- ・各医療機関に対し、症例定義※1に合致する患者を診察した場合は、保健所へ情報提供を行うとともに、その患者の診療に当たっては、標準予防策※2を徹底するよう通知

○4月5日

- ・検疫体制を強化(中国の発生地からの入国者に対し、感染が疑われる症状が出た場合は、医療機関を受診するよう勧奨)
- ・各都道府県に対し、発生状況と政府の対応について情報提供
- ・内閣官房、厚生労働省及び国立感染症研究所が鳥インフルエンザA（H7N9）専用ホームページを開設

○4月10日

- ・中国からのウイルス株が国立感染症研究所に到着、ワクチン株の製造準備を進める

○4月15日

- ・国立感染症研究所から、PCR検査で用いる検査試薬等を各地方衛生検査所や検疫所へ発送
- ・当面は各地方衛生検査所における検査結果がH7陽性となった場合に、国立感染症研究所で確認検査を行う旨の事務連絡を各都道府県、保健所設置市に発出

○4月19日

- ・検疫体制を強化。中国からの入国者で症状がなかった者に対して、注意喚起カードを配布し、異状が生じた場合は、最寄りの保健所に相談のうえ、医療機関を受診するよう呼びかけ
 - ・国立感染症研究所よりリスクアセスメントを発表
- ※1 38度以上の発熱と急性呼吸器症状を有し、肺病変が疑われる者で、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者
- ※2 手袋やマスク等の感染防護具の着用、汚染された器具の洗浄・消毒など、すべての患者に対して適用される基本的な感染対策

○4月24日

- ・厚生科学審議会感染症部会を開催し、鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定すること等について議論し、了解を得る。

○4月26日

- ・鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する政令が施行され、施行通知を各都道府県、保健所設置市に発出

【県の対応】

○4月3日

- ・保健福祉環境事務所に対し、海外からの帰国者や医療機関からの相談に対し対応するよう、併せて、万一の新型インフルエンザ発生に備え、県行動計画に基づく帰国者・接触者相談センター※3の設置や医療機関との連携等について、体制を再確認するよう指示を行った。
- ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」のメンバーに対し、発生状況等について情報提供し、認識を共有した。
- ・政令市、保健所設置市と現状・今後の対応等について情報交換し、認識を共有した。
- ・国からの症例定義に合致する患者の情報提供依頼等の通知を受け、医療機関に周知した。
- ・検疫所と定期的に対応状況について情報交換を行うとともに、市町村等関係機関に対し、情報提供を行った。

○4月4日

- ・県ホームページで県民に対して、ヒトからヒトへの感染が確認されていないことや、手洗い・手指消毒等の感染予防策について周知を行った。

○4月5日

- ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」の庁内メンバーを含む28課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供し、今後の対応について確認した。

○4月6日、4月8日～

- ・関係各課、保健福祉環境事務所、市町村、感染症指定医療機関及び専用外来設置医療機関に患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供した。

○4月11日

- ・保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市）との連絡会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。

○4月12日

- ・庁内関係各課43課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法、福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例について情報を提供した。

○4月16日

- ・保健福祉環境事務所課長会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。

○4月18日

- ・鳥インフルエンザA（H7亜型）を検出するための検査体制を整備（県保健環境研究所）

○4月19日

- ・保健福祉環境事務所保健監会議において、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。

○4月26日

- ・府内関係各課42課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生状況について情報を提供し、連休中の連絡体制について確認した。
- ・鳥インフルエンザA（H7N9）を感染症法上の指定感染症及び検疫法上の検疫感染症に指定する政令が施行された旨の厚生労働省通知を各保健福祉環境事務所、感染症指定医療機関及び専用外来設置医療機関に周知した。

※3 新型インフルエンザ患者の発生が確認された場合に、感染している可能性の高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱等症状を有する者を対象とした相談窓口

相談件数（累計）

	保健福祉環境事務所への相談件数累計（政令市等保健所設置市分）		
	医療機関	県民	その他市町村等
4月30日9時現在	22（6）	8（5）	5（1）

主な相談内容

- ・院内感染対策について（医療機関）
- ・症例定義に合致する患者を診察した場合の保健所への情報提供方法について（医療機関）
- ・中国からの帰国者への対応について（県民）
- ・中国へ行く場合の予防策について（県民）
- ・鳥インフルエンザA（H7N9）の発生状況等について（市町村）